

第47回 理事会議事録

日 時 : 令和8年3月17日(火)

13時25分から14時45分まで

場 所 : 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団会議室

公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団

公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団 第47回理事会議事録

日時 令和8年3月17日(火)
13時25分から14時45分まで
場所 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団会議室

【理事の現在数】 9名

【出席者】

理事 平井 省三 石羽根 恵子 小笠原隆行 片桐 啓一 上濱 龍也
嵯峨 俊幸 鈴木 祐子 和野 亘 平野 信二
監事 猿ヶ澤 顕洋 新屋 浩二

【欠席者】

なし

【報告事項】

代表理事の職務執行状況について

【議決事項】

議案第1号 令和8年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団事業計画について
議案第2号 令和8年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団収支予算について
議案第3号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団組織規程等の一部を改正する規程について
議案第4号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団就業規程等の一部を改正する規程について
議案第5号 第31回公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団評議員会の開催について
議案第6号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第4項第3号の重要な使用人の選任について

【議事の経過】

- | | |
|------------|------------------|
| 1 開会 | |
| 2 出席理事数の報告 | 出席理事数 理事9名中 出席9名 |
| 3 理事長あいさつ | |
| 4 議事 | |
| (1) 報告事項 | 代表理事の職務執行状況について |

平井理事長

(報告事項)

- ・ 事業計画及び事業予算の執行、実施について
- ・ 規程等の運用、実施について
- ・ 職員の人事及び組織管理について
- ・ 財産の管理について

質 疑

なし

(2) 審議事項

議案第1号、第2号

議案第1号 令和8年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団事業計画について

議案第2号 令和8年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団収支予算について

上濱理事

ここ数年来の夏季における暑さ対策として、各スポーツ団体から夏季期間の大会等の自粛が年々進んでいるが、そうは言っても夏の期間がスポーツのトップシーズンでもあり、各競技団体共に苦心している話が入る。対策として、今年度の実際の例として、競技時間や練習時間を昼間を避け夜間に移行する傾向が強まっている。そうするとナイターの利用が増えていき、それに伴って現在の利用可能な時間を遅らせて欲しいなどの要望が出てくる可能性があると考えられる。そうすると、管理している職員の方々の問題とか課題が山積してくるのではないかなと懸念している。そのような件について御苦勞されたことがあれば教えていただきたい。

それからもう一点、昨年、予期せぬ熊の出没があり、その対応などあったら伺いたい。

和野施設課長

暑さ対策については、各競技団体等から御意見を頂戴している。特に体育館、武道館は屋内施設であり、スタッフもいるので直接お話を伺っている。屋内施設では、エアコン設置は予算的に難しいので扇風機を設置している。運動公園は屋外施設なので、今のところ暑くて活動自粛ということはないが、働く職員の就労環境を改善する必要があり、屋内の管理室など2か所にエアコンを設置した。県にも要望があったことを伝えている。予算のこともあるので、今後も県と協議を進めていきたい。また、夜間の利用について今のところ営業時間の延長要望はない。現在、21時まで貸出しているが、時間の延長等となると人件費に影響が出てくるので、今後検討していきたい。

熊の出没について、運動公園内には木賊川があり、出没するならそのあたりを想定していたが、今回出没したのは日本庭園周辺であった。その日は陸上競技場でサッカーJリーグの試合があり、1名の方から熊2頭

歩いているのを目撃したと連絡を受けた。幸い事故等はなかったが、その後2日間閉園した。今年も同様に出没する可能性は高いと考えており、その際は同様に閉園等の対応をしたい。悩ましいのは、施設付近に出没した際に、どのタイミングでどのような対応をするかの判断が難しいと考えている。近隣のみたけ地区活動センターや学校とも情報共有しながら、適切に対応していきたい。

嵯峨事務局長

熊の関係について運動公園は今お伝えしたとおりであるが、他に花巻広域公園や青少年の家にも出没しており、閉園の対策や事業を中止したのものもある。その場合、職員が巡回などを行い、見つからなければ再開することとなる。このことについては県とも情報共有しており、今年2月に県主催で指定管理している施設を含めた熊対策の研修会が実施された。座学で盛岡動物公園の方に講師をしていただき、生態を学んだり、県で購入し各施設へ配付する予定になっている熊スプレアの使い方について実習が行われた。事業団職員も参加し、今後の対策に役立てていく予定である。

鈴木理事

熊が出没した段階で事業の中止など、御苦労があると思う。運動公園は、特に早朝のランニングや散歩する方が多い。周知されていると思うが、昨年の事例を踏まえて、早朝に利用される方のために掲示板を設置するなど、職員がいない時間帯でも周知できるように実施してほしい。運動公園に限らず、各施設においても積極的に設置することが大切ではないかと思う。目で看板を確認できることが、利用者側の意識にもつながる。一般利用者に対する注意喚起を積極的に発信していただきたい。

和野施設課長

お話しいただいた情報を発信することは非常に大切なことと認識している。昨年は園内に放送をかけたが、放送のボリュームが高すぎて苦情もあった。近隣の方々に迷惑がかからない程度に行ってほしい。

鈴木理事

看板に「熊出沒」というようなことを掲示するだけでも、利用者は気を付ける。放送はその時に聞く人や聞かない人がいるので、アナログでも看板やステッカーを掲示するのが良いと思われる。

平野理事

事業計画の10月のスポーツの日に開催されるスポーツフェスティバルであるが、ここ2年間、当協会でもブースを設けて参加させていただいている。令和7年度からは、助成事業として予算規模を増やし参加団体に支出している。参加した団体からは、対象者がかなり多く競技を経験していただくには良い機会であると同時に、良いPRの機会になっているのではないかと評価を頂いている。令和8年度も参加させていただきたいので、近くになったら御相談させていただきたい。是非よろしく願います。

それから、今年は10月11日のスポーツの日は青森県で国体がある。総合開会式が10月10日に行われ、スポーツフェスティバルが行われる10月12日は岩手県スポーツ協会の職員の対応が難しい可能性があるが、競技団体とも調整しながら、今年も昨年と同様に参加させていただきたい。助成事業を導入したということもあるし、我々も事業団と協力して広報を一緒に作らせていただきたい。助成事業なので表示方法などの制約はあるが、クリアしながら一緒にやっていければと考えているので、お願いする。

もう一点、収支予算の30頁の経常費用の給与手当は昨年度より増額になっているが、福利厚生費は6,000千円程の減額となっている。県の派遣職員に係る事業団負担分が減るという理解でよろしいか。

嵯峨事務局長

収支予算書の人件費は給与改定などにより増額になる部分があるが、派遣職員については基本給などは県から支給され、事業団は超過勤務手当などや共済費を支払うことになっており、派遣職員が減ることで共済費分がかなり減額になっている。

鈴木理事

13頁の自主事業「キッズうんどう塾」の参加対象者は、どのような幅になっているか。

紺野企画班長

「キッズうんどう塾」は、小学校2年生から4年生を対象にしている。その年齢が適齢かどうかは内容等を加味しながら検討し、対象年齢を変更することもあるかもしれない。

鈴木理事

とても良いと思う。小学校2年生から4年生はまだ体が固まっていないし、様々なスポーツに興味を持つ年齢でもある。専門的なことをしようとするのではなく、幅広くいろんなスポーツの楽しみを味あわせてあげる。そして12回シリーズであるので、関連性を持たせながら、いろいろな種目を体験させていくことによって次へのステップへと進むことができるし、技術もそんなに差がない状態で指導ができ、とても良いと思う。

今一番、運動していない年代は20代から50代くらいの女性である。子育て中の方や仕事と家事の両立などによりなかなか運動ができないので、このような事業と抱き合わせるとか、青少年の家の親子で行う事業などで、親が子供の写真を撮っているだけではなく、お母さん達も一緒に楽しめるようなオプションを付けてはどうか。「キッズうんどう塾」に付き添いで来た親にも、せっかく来ていただいているので、ちょっと楽しめ、動けるような体験ができる一工夫があればいいと思う。

採 決

議案第1号、議案第2号は原案どおり可決された。

る。総
する10月
、競技
たい。
て広報
の制約は
、お願
増額に
の派遣

るが、
勤務手
で共済

うな幅

ている。
年齢を変

っていない
とをしよ
わせてあ
いろいろ
なことが
良いと思

ある。子
きないの
行う事業
産も一緒
う塾」に
よっと楽

議案第3号、第4号

議案第3号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団組織規程等の一部を改正する規程について

議案第4号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団就業規程等の一部を改正する規程について

新屋監事

就業規程第19条の2第3項に「岩手県の一般職に適用される」とあり、第4項にも「岩手県の一般職に適用される」とあるが、第19条第6項では「岩手県の一般職の職員に適用される」とある。統一してはどうか。

小笠原総務企画課長

統一させていただく。

採 決

議案第3号、議案第4号は原案どおり可決された。

議案第5号

議案第5号 第31回公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団評議員会の開催について

質 疑

なし

採 決

議案第5号は原案どおり可決された。

議案第6号

議案第6号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第4項第3号の重要な使用人の選任について

質 疑

なし

5 その他

猿ヶ澤理事

収支予算書にも関わるが、人件費が高止まりし、今後も最低賃金も上がっていくことが考えられる。職員の定期昇給もあるので、例えば今の職員はそのままいるとして、今後5か年、10か年で人件費がどうなるか試算し、数字を把握しておいた方がよい。県の昇給や最低賃金の上昇率に変化があれば、その時点で今後の見込みを積算し直し、例えば、指定管理申請の際の人件費に参考になるのではないか。人件費が一番説得力を持つ。全体の中でも物価が上がっているとはいえ、今後は人件費が上がる圧力が高くなるので、その部分の金額を把握することは重要と考える。

平井理事長

これまで赤字が続いていたため長期展望が難しかったが、やはり持続可能な運営をしていかないとそもそもやりたいことができないので、基礎をしっかりとさせるように参考にさせていただく。

小笠原総務企画課長

「県出資等法人に係る中期経営計画書（令和5年度から8年度）」の一部修正、「施設利用状況（令和7年4月～令和8年2月）」について説明。

6 閉 会



上記記載に相違ないことを認める。

令和 8 年 3 月 2 6 日

理 事 長 平 井 省 三



監 事 猿ヶ澤 顕 洋



監 事 新 屋 浩 二

